

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1：若手労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修を実施します。

<対策>

2023年 4月～ 研修対象者へのアンケート調査、ニーズをまとめます。

2023年 7月～ アンケート調査の結果から、研修の講師となる子育てしながら働く職員が、研修対象者へ伝えたいことをまとめ、必要であれば資料の作成をします。

2023年10月～ キャリアイメージの形成を支援するための研修を実施します。

目標2：不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施をします。

<対策>

2023年 4月～ 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、職員に周知します。

2023年 5月～ 職員の不妊治療と仕事との両立に関するニーズの調査をします。

2023年 7月～ 不妊治療と仕事との両立に関する研修を実施します。

2023年11月～ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置を実施します。

目標3：繰り越し日数を除いた年次有給休暇の取得率をひとり当たり70%以上とします。

<対策>

各 年 4月～ 事業所ごとに年次有給休暇の取得促進の具体策を作成し公表します。

各 年 7月～ 休暇の取得状況を公表し、取得の少ない職員に対して取得を促したり、時季を指定して付与したりします。

各年度末 取得状況を集計して公表します。

目標4：子どもが親である職員の働いているところを実際に見ることができる「家族の職場訪問(WEBによる開催を含む)」を1年に1回開催し、継続的に交流をはかります。

<対策>

各年4～12月 事業所合同で日程と内容を検討します。

新型コロナウイルスの感染状況によりWEBによる開催も含め安全な方法での開催を検討します。

参加者を募り、家族の職場訪問を開催します。

各年 5～ 3月 その後アンケート調査を行い改善の検討を行います。

2023年3月10日

社会福祉法人 青 谷 学 園
理 事 長 白 檉 忠